

役員報酬及び旅費規程

社会福祉法人 保暢会

役員報酬及び旅費規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人 保暢会の法人業務に伴う理事・監事及び評議員に対する報酬及び旅費について定めることを目的とする。

(業務の種類)

第二条 報酬及び旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- ア 評議員会
- イ 理事会
- ウ 監事による定期または臨時検査
- エ 行政機関による監査の立会い
- オ 役員の研修会及び他の施設の視察業務
- カ 借入金の申請及び返済に伴う業務
- キ その他理事長が必要と認めた業務

(役員報酬等及び旅費)

第三条 前条アからエの業務の場合は、報酬として次の表に定める1日当りの額に出席日数を乗じて得た額を支給する。

ただし、評議員会及び理事会が同日開催の場合は、重複支給しない。

総額の範囲内とする

区分	月 額	
理 事 長	100,000円	
区分	総 額	1日当りの額
理 事・監 事	500,000円	10,000円
評 議 員	400,000円	10,000円

2 前条エ及びカの業務の場合は、旅費として「社会福祉法人 保暢会 職員旅費規程」を準用し、施設長の旅費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当及び宿泊料）に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が代理に法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として当該職員の「社会福祉法人 保暢会 職員旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

- 3 前条キの業務の場合は、業務内容に応じて、前2項に規程する額を支給する。
- 4 理事長報酬は毎月25日（ただし、その日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定に準じて支給）に支給。本人名義の金融機関口座に振り込む。

（適用除外）

第四条 施設正職員であって法人の役員を兼務する者については、第二条アからウの業務の場合は、この規程は適用しない。

ただし、止むを得ず当該法人の施設外で行う場合は、前条2項により支給する。

又、施設非常勤職員であって法人の役員を兼務する者については、第二条アからウの業務の場合は、この規程は適用する。

附 則

- ① この規程は、平成29年12月18日から施行する。
- ② この規程は、平成30年3月23日から施行する。
- ③ この規程は、令和7年6月21日から施行する。